

【 会 議 録 】 (概要)

日時:平成24年1月22日(日) 15:00~16:30

会議名	平成23年度越谷市自治基本条例推進会議 第9回会議	場所	越谷市役所本庁舎5階 第一委員会室
件名 議題	1 開会 2 答申 3 市長あいさつ 4 懇談 5 その他 6 閉会		
資料等	<input checked="" type="checkbox"/> 有 無		
出席者	出席委員 佐々木会長、石崎副会長、稲本委員、小口委員、五味田委員、篠原委員、得上委員、内藤委員、藤井委員、原田委員、村田委員、大熊委員、雨宮委員、菅沼委員(14名) 欠席委員 なし 高橋市長 事務局 大島企画部長、立澤企画部副部長(兼)企画課長、田中企画課副主幹、水口同副主査、根本同主事(5名) 傍聴者 1名		
内 容	別紙 会議録(要旨)のとおり		
●合意・決定事項等 ・『自治基本条例の普及に関する事項について(答申)』を市長に提出した。 ・推進会議でのこれまでの取り組みを踏まえ、市長と各委員が懇談を行った。			

会議録（要旨）

1 開会あいさつ（会長）

皆さん、こんにちは。お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

本日は、昨年4月に諮問された「自治基本条例の普及に関する事項について」の答申を市長に提出します。また、答申後、市長のご配慮により懇談する機会を設けていただきました。ご多忙の中、ありがとうございます。

私たちは、平成22年の4月に自治基本条例推進会議の委員に委嘱されてから2年間の任期の中で調査審議してきました。委員の皆さんには、この2年間、ご協力いただき、あらためて、お礼を申し上げます。

さて、私たち、第1期の委員で開催する会議は、本日が最後になります。自治基本条例の実効性を確保するため、主に自治基本条例の普及に関する事項について調査審議し、答申としてまとめることが出来ました。これまでの調査審議の中で、残された課題や、もう一つの大きなテーマである自治基本条例の適切な運用については、次期以降の推進会議で調査審議されていくことになると思います。

どうぞ、よろしく願います。

2 答申

- ・会長が、『自治基本条例の普及に関する事項について（答申）』を市長に提出した。

（会長）自治基本条例を絵に描いた餅にしないためには、制定後の取り組みが大切です。そのため、推進会議には、自治基本条例について、意見を述べる支援隊として、根付かせるための仕掛け隊として、さらには育てるための見守り隊として、その役割を果たしていくことが求められています。市政世論調査の結果からも、自治基本条例の市民への浸透はまだまだという印象があります。自治基本条例により、市政がどのように変わるのかを市民に理解してもらうことで、市民一人一人が市政を身近なものとして感じてもらうこと、そのことで、我がまちとして、愛し、誇れる越谷の実現に向けて、共に支えていくことが何より必要だと思えます。

3 市長あいさつ

こんにちは。

本日は、『自治基本条例の普及に関する事項について』の答申をいただき、ありがとうございました。

また、佐々木会長様、石崎副会長様はじめ、委員の皆様には、大変なご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

昨年発生した「東日本大震災」は、多くの尊い命を奪い、甚大な被害をもたらしました。

このような未曾有の大災害を経験したことは、大きな試練となりましたが、ご近所同士の助け合いなどの“地域の絆や支えあい”、そしてボランティアの皆様のご活躍が強く印象に残るなど、新しい公共を担う市民の皆様のごチカラの大切さをあらためて認識する機会にもなったと感じております。

また、近年の地方行政を取り巻く社会情勢は、人口減少社会の到来、少子高齢化の進行や地方分権の進展など大きく変化しており、地方自治体は、それぞれの地域特性に応じたまちづくりが求められています。

私は、市長に就任以来、大きな政策の柱に「市民力を活かしたまちづくり」を掲げ、市政運営に取り組む基本姿勢として、「地方自治を市民の手に」と申し上げてまいりました。

そして、今年度からの10年間の計画期間とする第4次総合振興計画基本構想では、将来像である「水と緑と太陽に恵まれた人と地域が支える安全・安心・快適都市」を実現するため、「市民とつくる住みよい自治のまちづくり」をまちづくりの目標の1つに掲げるなど、市民参加と協働によるまちづくりを積極的に進めているところでございます。

委員の皆様には、答申をまとめるにあたって、多くの意見が出されるよう、メーリングリストの活用やワークショップの手法を取り入れるなど、様々な工夫をして調査審議していただいたと伺っております。この答申の内容を踏まえ、自治基本条例の普及に取り組んでまいりますので、市民の皆様が誇りを持ち、安心して暮らせる、自治のまち越谷となりますよう、引き続き、委員の皆様のお力添えをお願い申し上げます。

結びに、委員の皆様のご健康とご活躍を心からご祈念申し上げ、あいさつとさせていただきます。

4 懇談

(会 長) せっかくの機会ですので、なるべく多くの委員に発言していただければと思います。いかがでしょうか。

(A委員) この答申には、「市民活動支援センターの活用について」、盛り込んでいます。この市民活動支援センターは、自治のまちづくりの実践の場として有効に活用していく必要があると思います。指定管理者により管理運営されていくと聞いていますが、今後、しっかりと注目していきたいと思います。

(市 長) 今年の6月に市民活動支援センターを越谷駅東口再開発ビルB棟の5階に設置します。管理運営については、指定管理者に委託していくこととなりますが、大切なことは、市民活動団体をはじめとする利用者の皆さんが、利用しやすい場所にしていくということです。皆さんに十分議論していただき、自治のまちづくりの実践の場としていただきたいと思います。

(B委員) 昨年の協働フェスタでは、自治基本条例の認知度についてのアンケートを実施しました。市で実施した市政世論調査でも同様の設問がありましたが、非常に低い数字だったと思います。私は、自治基本条例について、市民の半数、50パーセント程度に人に知ってもらうことを目標にしたいと思っています。この程度まで、自治基本条例が普及するまでは、自治基本条例推進会議での取り組みは続けていく必要があると思っていますが、どのように考えていますか。

(市 長) 自治基本条例の認知度が低いということは、ご指摘のとおりだと思います。自治基本条例の認知度、普及については、ここままで良いという考え方ではなく、今後も、自治基本条例推進会議において協議していただきたいと思います。また、行政課題が数多くある中で、市民の皆さんと市がどのようなかたちで関っていくのかということは、引き続き、重要なテーマになります。自治基本条例推進会議が役割を終えるということは、現時点で考えていませんので、第2期、第3期と取り組んでいただききたいと考えています。

(C委員) 東日本大震災とその後の福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能の影響について、大変心配しています。私も子どもがいるので分かるのですが、多くの保護者の方も放射能の子どもへの影響を心配しています。自治基本条例の基本原則の1つに情報共有の原則があります。市から保護者の方へ確かな情報を提供していただき、一緒に考えていきたいと思っています。また、飛灰の搬出先の問題もありました。搬出先を非公開としたことや、自分たちの出したごみを他の地域で処理することについてもいろいろな意見があると思いますが、重要な問題だと感じています。

(市 長) 東埼玉資源環境組合の飛灰の問題についてですが、焼却施設から発生する飛灰の放射性セシウムの濃度は、環境省の定める埋め立て処分が可能な基準値8,000Bq/kgを下回っています。また、測定値は定期的に公開しており、最近では1,300Bq/kg程度の値となっています。先日、NHK等で処分先が非公開という報道があり、多くの反響がありましたが、なかなかご

理解いただけなく、大変苦慮しているところです。また、共同でごみを処理している5市1町の管内人口は約88万人です。現在、せん定枝・刈り草の堆肥化施設への受入を中止していますが、ごみ処理施設全体の受入を中止することは出来ません。ごみゼロ運動など、ごみの排出を抑制する取り組みは引き続き必要になりますが、管内から排出されたごみについては、適正に処理していきます。

(D委員) せん定枝・刈り草は受入を中止していますが、庭木などの処理はどのように行えば良いのでしょうか。

(市長) 現在、受け入れを中止しているのは、せん定枝・刈り草の堆肥化施設への搬入となります。一般家庭から排出される、せん定枝・刈り草については、一定の基準がありますが、ごみ集積所に可燃ごみとして出すことも出来ます。せん定枝・刈り草は、一般家庭からも排出されますが、事業所から多量に排出されています。事業所から排出されるせん定枝・刈り草は、事業者が自ら処分していただくなど、排出の抑制をお願いしています。

(E委員) 昨年5月に市から自治会に配布した薬剤の誤飲事故がありました。事故の前には、自治会で薬剤散布を行っていて、一定の効果があったと思うのですが、今後、薬剤の配布を再開する予定はあるのでしょうか。再開しないのであれば、地域が不衛生になるのでは、という不安があります。

(市長) 薬剤の誤飲事故については、事故後、中止させていただきました。地域の中で、衛生上、薬剤を散布する必要があるときは、市で責任をもって対応します。

(F委員) 公園の砂場の除染についてですが、砂場は、小さな子どもが素手で触ります。子育てをしている方たちは非常に心配しているので、ぜひお願いします。また、去年はヒブワクチンや子宮頸がんワクチンが公費負担となり大変助かりました。しかし、広報の方法が良くないと思います。次年度の予算の関係もあるとは思いますが、年度内に接種しなければ、公費負担にならないと誤解されるような内容になっています。最後に自治基本条例の子ども版パンフレットについてですが、子どもの権利条約を一部掲載しています。子どもの権利条約について、詳しいパンフレットを作成するなどして、市内の小学生に配布していただきたいと思いません。

(市長) 砂場などの土壌に含まれる放射性物質の測定は、公共施設等の一定の要件にあてはまる場所において進めていきます。また、3月からは放射線測定器の貸し出しをはじめます。ワクチンの接種についての公費負担については、長期的な視点で考える必要があります。この点は、公費負担を市と共に行っている国に対してもしっかりと要望していきたいと考えています。最後に子どもの権利条約については、配布の対象や活用方法等を十分に議論していただき、そのうえで検討したいと考えています。

(G委員) 越谷市には埼玉地裁越谷支部という裁判所があります。この裁判所では、刑事も民事も合議事件が扱えません。この裁判所が管轄している管内人口は120万人近くになります。地方の県庁所在地よりも規模は大きく、事件数もかなりの数になります。合議事件が扱えないため、浦和にある裁判所で審理をするのですが、弊害もあります。弁護士会では、支部サミットを毎年開き、このような状況を変えようと働きかけているのですが、地元の自治体からの強い要請がないと難しいという現状があります。同じような状況にある相模原市では、市議会等で、市内の裁判所において合議事件を扱うようにすべきという要望活動を行っています。ぜひ越谷市についても、このような問題があるということを認識していただき、可能であれば、国等に働きかけていただきたいと思いません。

(市長) 市民の不便を解消することは、行政の役割の一つです。弁護士会で関係機関に働きかけをしていただければ、それと歩調をあわせて周辺の自治体とも連携して協力する方法もあると思いません。

- (H委員) 放射性物質の除染についての話が出されていましたが、この問題への取り組みは、自治基本条例の試金石とも言えると思います。自治基本条例の基本原則は参加、協働と情報共有です。全てを市で行うのではなく、例えば、小さな子どもがいる保護者の方に放射線測定器を貸し出して測定してもらい、仮に高濃度の場所があれば、その場所を公表して情報を共有すれば良いと思います。最も切実に心配している保護者の方が参加し、市民の側からも情報を発信する、このように一緒に取り組んでいくということは、自治基本条例の内容そのものです。総合計画も含めて、越谷市をどのようなまちにしていくのかということを考えてとき、様々な考え方はあると思いますが、ベッドタウンとして発展するしかないと言われていました。子どもや子育てする若い世代を大切にすることを前面に出して、放射性物質の除染に、一所懸命取り組むことは、自治基本条例の理念の実践とも言えると思います。
- (市長) 自治基本条例を市民と市の双方が理解し、実践していく必要があります。これまでのように人口が増加する時代には、市が仕事の範囲、役割を拡げ、何でもやりますと言ってきました。しかし、今後の少子・高齢社会では、様々な住民ニーズに対応するために、限られたものを有効に使っていかねばなりません。市民の皆さんや市民団体の皆さんと一緒にまちづくりを進めていく必要があります。そのためには、各界各層のリーダーの力が必要だと感じています。例えば、地域にある公園の管理を地域住民にお願いする必要もあるかもしれません。そのようなときに、市と地域住民がしっかりと議論して、解決策を見出すことが住民自治だと思います。近隣の5市1町で構成される埼玉県東南部地域放射線対策協議会では、2月に住民向け講演会を開催します。講演会では、放射線医学の専門家による放射線等の基礎知識や身体に与える影響などについてお話していただく予定です。放射性物質の生活への影響については、市民の皆さんの関心が大変高く、不安を感じていることは理解しています。その不安を取り除き、安全と安心を高めるため、取り組んでいきます。
- (I委員) 私たちは、この推進会議で2年間かけて調査審議してきました。来年度からは、委員が入れ替わり、新しい体制になりますが、自治基本条例の普及はまだ十分ではないと感じています。答申では、具体的な施策を盛り込んでいますので、是非、実現してください。また、越谷市は中核市を目指しています。中核市となると情報発信機能や政策立案機能の強化も求められていくと思います。市民力、自治力の向上のため、このような機能を強化することについてどのように考えていますか。
- (市長) 自治基本条例の普及については、答申を踏まえ、市として責任を持って取り組んでいきます。一方で、市民の皆さんにも、積極的に自治基本条例の普及に取り組んでいただきたいと思えます。中核市への移行については、地方分権を進め、住民の皆さんに身近なところでまちづくりを行っていく、いわゆる、住民自治を実現するため、取り組んでいきます。中核市に移行するということは、身近なところで、様々な行政課題に応じていくこととなりますが、市で出来るものは市で責任を持ち、実施していくという体制をつくり、取り組んでいきます。
- (会長) 時間の都合もありますので、以上で懇談を終了とさせていただきます。ありがとうございました。
- (市長) ありがとうございました。まちづくりの出発点は、市民の皆さまのご意見を聞くことだと私は、常日頃から思っています。今後ともよろしく願います。

【市長退席】

5 その他

- ・事務局が、「第4回協働フェスタ」の開催及び第2期推進会議の公募委員の募集について説明した。

6 閉会（副会長）

自治基本条例の実効性を確保するため、委員の皆さんと2年間一緒に取り組んできて、私自身、大変勉強になりました。ありがとうございました。

世の中は、日々進歩し発展をしています。当然、市民を主人公とする自治の考え方やその実践についても前にすすみ、ますます発展していく必要があると考えています。大切なことは、参加であり、協働だと思います。そして、それらを支えるのが情報共有です。市民と市が互いに歩み寄り、互いに負担を分かち合う中で、自治が充実するのだと思います。

2年間ありがとうございました。